申請に係る意思決定を証する書類（規則27条2項3号）

令和　　　年　　月　　日

　群馬県知事　　　山本　一太　様

法人の住所又は主たる事務所の所在地

法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人申請に係る意思決定を証する書類

　当社は、居住支援事業を通じて、皆が安心して暮らし続けることができるまちづくりに貢献するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第４０条の規定に基づく住宅確保要配慮居住支援法人の指定申請することを決定しました。

ついては、本書をもって、住宅確保要配慮居住支援法人申請に係る意思決定を証し、併せて、以下に示す居住支援業務を実施することを誓約します。

* 法42条第１号に掲げる業務

登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の補償をする業務

* 法42条第２号に掲げる業務

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助を行う業務

* 法42条第３号に掲げる業務

賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報提供、相談その他の援助を行う業務

* 法42条第４号に掲げる業務

上記に掲げる各業務に附帯する業務

　なお、居住支援事業を早期に実施したいので、当社の総会に諮る前に本申請を行います。そのため、本事業の実施及びそれに伴う定款変更については、次回の総会で諮り、承認を得る予定です。

以上